

計画体系コード		5-3-2		事業名	景観計画推進事業
担当	市民まちづくり局都市計画部地域計画課 棗(なつめ) (211-2545) 建設局管理部道路管理課 小林 (211-2452)				
全 体 計 画					
事業内容	景観法の規定に基づく札幌市景観計画を踏まえ、より美しく魅力ある都市の創造に向けた施策を積極的に展開する。 都心部においては、骨格軸を中心に景観計画重点区域に指定し、ゆるやかな規制誘導により、都市の魅力向上を図りながら、地域活性化や交流人口の増加を目指す。 住宅地等においては、景観法の諸制度を活用しながら良好な景観形成の推進を図るとともに、これまでの地域のまちづくりを「景観まちづくり」へ展開することにより、地域の魅力を再認識することで、地域への愛着心を醸成し、新たなまちづくりへの展開する礎を築く。 また、屋外広告物についても、規制が強化される方向にあり、広告物担当部局では、大通地区及び駅前通北街区地区に対して景観保全型広告整備地区の指定をする計画であることから、基準等についても歩調を合わせた見直しが必要になる。		<年度別の事業内容>		
			○平成19年度 ・重点区域の基準見直し、新規指定候補区域に係る調査研究 ・景観に対する意識醸成方策と普及啓発パンフ等の検討 ○平成20年度 ・重点区域の基準見直し、新規指定候補区域に係る調査研究 ・市民への普及啓発及び意識醸成の資料作成 ・大通地区の景観保全型広告整備地区指定 ○平成21年度 ・重点区域の基準見直し、新規指定候補区域に係る調査検討 ・住民主体の「景観まちづくり」推進に係る調査検討 ・札幌駅前通地区住民、事業者説明 ○平成22年度 ・重点区域の基準見直し、新規指定候補区域の具体的検討 ・住民主体の「景観まちづくり」ガイドラインの検討 ・札幌駅前通地区の景観保全型広告整備地区指定		
事業内容	平成19年度事業内容（決算）		平成20年度事業内容（決算）		
	景観計画重点区域の指定等検討・普及啓発事業 ・現指定地区の基準等の見直し ・新規指定候補地区の検討 ・景観についての市民理解と普及啓発及び意識醸成の方策検討 ・地域における重点区域等の可能性と制度活用の検討 景観保全型広告整備地区の指定 ・都市景観条例の改正が予定されていたことから、その改正内容等を都市景観部局と協議 ・屋外広告物審議会において、改正内容等を理解するため都市景観担当による勉強会の実施		景観計画重点区域の指定等検討・普及啓発事業 ・現指定地区の基準等の見直しの検討（札幌駅前通北街区） ・新規指定候補地区の調査、検討（道庁周辺地区） ・大通地区の現況調査 景観保全型広告整備地区の指定 ・大通地区において、都市景観部局と協議を行うとともに、地区の状況調査を実施した。また、当初20年度中の指定を予定していたが、都市景観部局との協議により、指定時期を延期した。		
場所	平成21年度事業内容（予算）		平成22年度事業内容（予算）		
	景観計画重点区域の新規指定・見直し ・「札幌駅前通北街区」の基準等の見直し ・「道庁周辺地区」の新規指定の検討 ・景観についての市民理解と普及啓発の検討 景観保全型広告整備地区の指定 ・札幌駅前通北街区地区の指定に向け、指定地区内における許可基準等について都市景観部局と連携して検討 ・札幌駅前通北街区地区の指定にあたり、地元事業者等からの意見聴取等の実施 ・道庁周辺地区の新規指定について、都市景観部局と連携して検討				
件数等					

計画体系コード	5-3-2		事業名	景観計画推進事業			
達成目標の状況							
項 目	18年度末 (現 状)	19年度末 (実 績)	20年度末 (実 績)	21年度末 (予 定)	22年度末 (予 定)	22年度末 (目 標)	
景観計画重点区域の指定及び既指定地区の基準等 見直し	-	協議	協議	協議	指定	3地区	
地域における景観まちづくりの展開	-	協議	協議	協議	協議	1地区	
景観保全型広告整備地区の指定(大通地区)	協議	協議	協議	協議	協議	指定 (20年度)	
景観保全型広告整備地区の指定(札幌駅前通地区)	協議	協議	協議	協議	指定	指定	
市民・企業等との協働の状況(市民・企業等の参加、支援、協力の状況)							
■市民との連携、市民参加 地区における景観形成の基準等の見直しにあたっては、私権を制限することが考えられるため、地区住民や関係権利者等と十分に協議し、理解をもとめることになる。また、景観保全型広告整備地区の移行にあわせ、広告物担当部局と連携した取組みを行っていく。 ■企業等との連携・協働 [資金協力] [人材協力] [情報協力] [その他の協力] ■市民・企業等が参加しやすい環境づくり							
評 価 (成 果)				課 題			
・適切な規制誘導により、都心における都市の魅力向上を図るとともに、民間事業者等との協働による景観の向上を図る。 ・場所性を踏まえた街並みの調和を図るとともに、市民意識の向上を図る。 ・地域主体の景観形成の定着を推進する。 ・景観保全型広告整備地区の指定により、大通地区及び札幌駅前通地区の良好な景観が維持、推進されることにより、本市の魅力を高めることとなる。				地区における、景観形成の基準の見直し等にあたっては、私権を制限することが考えられるため、地区住民や関係権利者等と十分に協議し、理解を求めることになる。 特に、大通地区においては、協議会等の住民組織が存在しないことから、対象者への周知方法等で難航することが予想される。			
今 後 の 事 業 の 予 定 ・ 方 向							
景観計画重点区域については、都心部を中心に新規指定を推進し、都心の魅力向上を図っていくため、「道庁周辺地区」の新規指定、「札幌駅前通北街区」の基準見直しを進めるため、アンケート調査や地元協議会との意見交換会等を行い、情報の共有を図っていく。 また、市民の景観に対する意識醸成を行うための普及啓発活動を実施していく。 景観保全型広告整備地区の指定については、景観計画重点区域に指定された札幌駅前通地区の指定を目指し、大通地区の指定時期及び道庁周辺地区の指定についても、都市景観部局と協議、また屋外広告物審議会の意見を踏まえ検討をしていく。							

(単位:千円)

計画体系コード	5-3-2		事業名	景観計画推進事業		
事業費の推移						
項目		19年度	20年度	21年度	22年度	計
計画	事業費	4,000	4,000	4,000	4,000	16,000
	財国・道支出金	0	0	0	0	0
	財源市債	0	0	0	0	0
	財源内のその他	0	0	0	0	0
	財源内訳一般財源	4,000	4,000	4,000	4,000	16,000
予算	事業費	4,000	4,000	4,000	—	12,000
	財国・道支出金	0	0	0		0
	財源市債	0	0	0		0
	財源内のその他	0	0	0		0
	財源内訳一般財源	4,000	4,000	4,000		12,000
実績	事業費	3,782	2,813	—	—	6,595
	財国・道支出金	0	0			0
	財源市債	0	0			0
	財源内のその他	0	0			0
	財源内訳一般財源	3,782	2,813			6,595
事業費の進捗率		(H19実績事業費+H20実績事業費+H21予算事業費) / (計画事業費)				66.2%
計画との差異(予算・実績・事業内容・規模・時期等)						
《全体》						
[19年度]						
[20年度]						
契約差金による。						
[21年度]						